

十勝管内の解体工事業者等の皆様へ

石綿事前調査の不備にご注意ください！

その工事、 「石綿」が含まれて いませんか？



● 事前調査結果報告システムから電子報告が必要です

- ・ 延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
 - ・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
 - ・ 請負金額が100万円以上の特定工作物の解体・改修工事
 - ・ 総トン数が20トン以上の鋼製船舶の解体・改修工事
- が報告対象です。

事前調査結果報告システム
の操作方法について



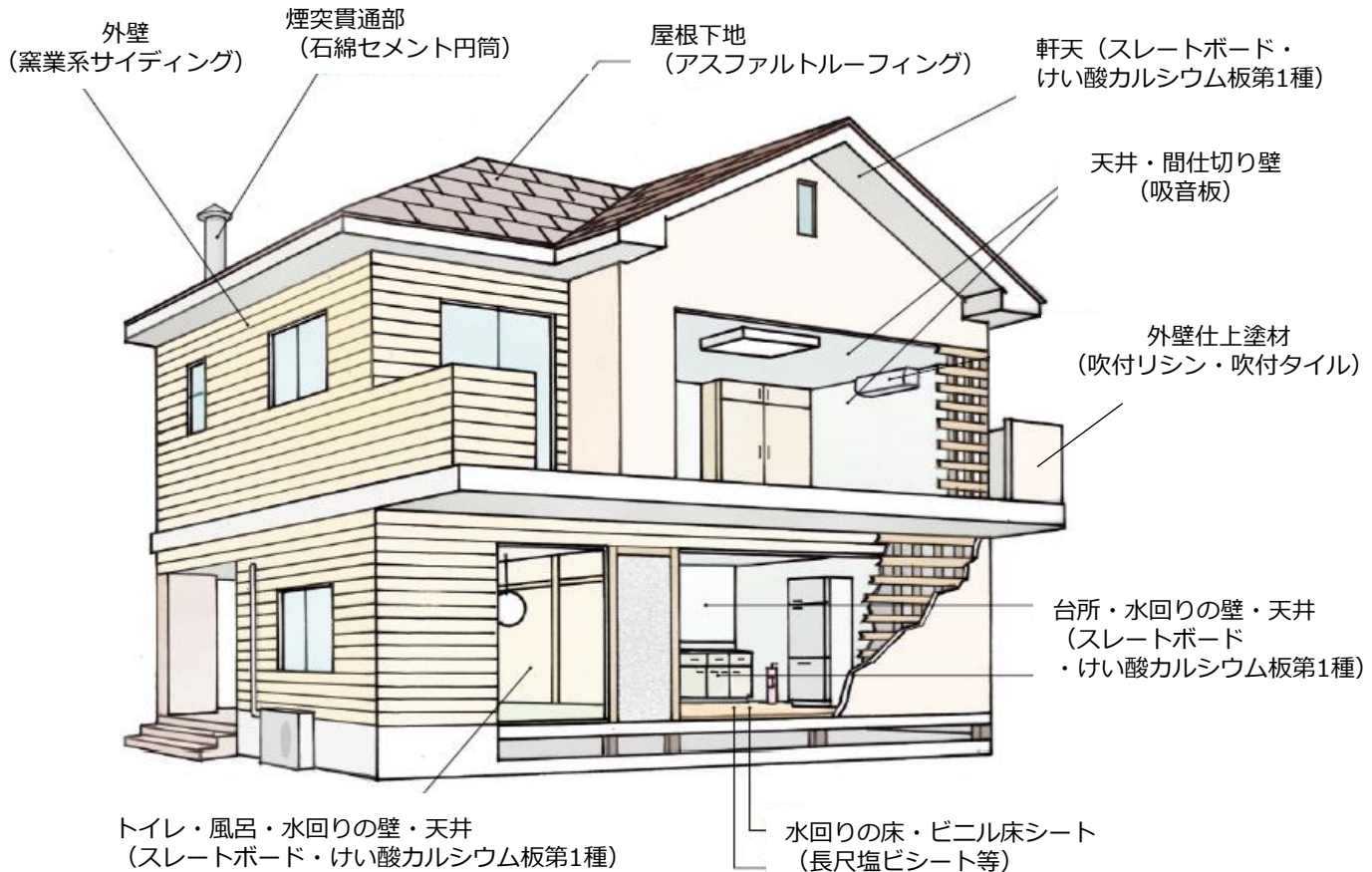
G ビズ ID について



事前調査は有資格者に行わせてください！

建築物の事前調査は、**建築物石綿含有建材調査者（特定・一般・戸建て）** 又は **アスベスト診断士**（日本アスベスト調査診断協会に登録された者）が実施する必要があります。また、工作物の事前調査は、**工作物石綿事前調査者**の有資格者が実施する必要があります。

● 道内の一般住宅での石綿含有建材（レベル3）の使用例



● 事前調査のポイント！

- ・ 外壁の仕上塗材（吹付リシン、吹付タイル、下地調整材を含む）
- ・ 外壁の窯業系サイディング
- ・ 軒天のスレートボード、けい酸カルシウム板第1種
- ・ 屋根下地のアスファルトルーフィング
- ・ 水回りの壁・天井、スレートボード、けい酸カルシウム板第1種
- ・ 水回りの床、ビニル床シート（長尺塩ビシート等）
- ・ 煙突貫通部の石綿セメント円筒（メガネ石）

- ※ 石綿含有が不明の場合、目視調査のみで「石綿なし」と判断することは認められません。分析調査を実施して判断をするか、分析調査をしない場合は「石綿あり」とみなして、石綿飛散ばく露防止対策を講じてください。
- ※ 事前調査結果報告書の内容例（事前調査結果、調査状況写真、分析結果書、判断根拠資料、調査者資格証等、詳しくは石綿ばく露防止対策徹底マニュアル付録I-33参照）

石綿含有建材を見逃さないでください！

石綿含有建材を見逃すと、工事の際に石綿粉じんが飛散することとなり、作業員へのばく露、近隣住民等への健康被害にも発展する恐れがあります。

● 外壁仕上塗材等は原則として分析調査が必要です！



吹き付けリシン



吹き付けタイル、下地調整材



窯業系サイディング



けい酸カルシウム板第1種



スレートボード



アスファルトルーフィング



ビニル床シート



スレートボード（裏面）



石膏ボード（裏面）

● 解体・改修工事現場には「お知らせ看板」の掲示が必要です！

レベル3（届出不要）及び石綿未使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。			
事業場の名称：			
調査終了年月日	令和 年 月 日	元請業者（解体等工事の施工者かつ調査者）	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）
看板表示日	令和 年 月 日	氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	
解体等工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	住所	
調査方法の概要（調査箇所）		現場責任者氏名	連絡場所 TEL
調査結果（部分と石綿含有建材の種類）		を石綿作業主任者に選任しています。	
☐ 石綿は使用されていませんでした。（特定工事に該当しません）		調査者（分析等の実施者）	
☐ 特定工事に該当しますが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。（石綿含有建材の種類等）		氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）	
		住所	
		その他の必要な事項	
(石綿粉じんの飛散防止対策の内容)			

A3以上の大きさで！



（様式ダウンロード）

石綿関係行政機関にご相談ください！

アスベスト（石綿）問題については、各々の所管法令に基づき、下記の関係行政機関が連携して対応しています。内容に応じて、各機関へご相談ください。

＜お問い合わせ＞

- 労働者、作業従事者に対する石綿ばく露防止対策（労働安全衛生法）
帯広労働基準監督署 安全衛生課 Tel 0155-97-1244
- 近隣住民への石綿飛散防止対策及び産業廃棄物処理（大気汚染防止法、廃棄物処理法）
十勝総合振興局保健環境部 環境生活課 Tel 0155-26-9027

＜関係情報リンク先＞

- 石綿総合情報ポータルサイト →



- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル →



- 資格関係・講習会情報 → → →



- アスベスト診断士情報（北海道ブロック） → →



- 石綿障害予防規則第3条第6項に基づく分析調査者（講習修了者） →



- 石綿分析技術評価事業（Aランク認定分析技術者） →



- 目で見えるアスベスト建材 →



- 石綿（アスベスト）含有建材データベース →



- 石膏ボード製品におけるアスベストの含有情報 → → →



（発行） 石綿関係行政機関連絡会議事務局

（R8.8）